

様式第22号(第19条関係)

(表)

第 号	
立 入 検 査 員 証	
所 属	
職・氏名	
年 月 日生	
上記の者は、利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第18条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
(年 月 日まで有効)	
利根町長	印

(裏)

1 この立入検査員証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 検査等に従事する場合は、この立入検査員証を常に携帯し、立入検査の際、関係人にこれを提示すること。

3 この立入検査員証の有効期間が満了したとき、又はその身分を有しなくなったときは、直ちに返納すること。

利根町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例(抜粋)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において当該職員を事業区域に立ち入らせ、施設その他物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦6.5cm 横9.5cm)